

平成 29 年度第 25 回人事委員会 会議結果<概要>

1 日 時

平成 29 年 12 月 14 日（木）午前 10 時 00 分～午前 10 時 58 分

2 場 所

人事委員会 審理室（新宿モノリス 25 階）

3 出席者

（委 員）青山委員長、濱崎委員

（事務局）砥出事務局長、矢岡任用公平部長、櫻井試験部長、神山審査担当部長、秋谷
総務課長、船川任用給与課長、柴田審査課長、白濱試験課長、森山研究調査課
長、本間制度改革担当課長、高木審査担当課長、矢部審査専門課長

4 議 事

<議 案>

- | | |
|----------|---------------------|
| 第 52 号議案 | 東京都規則等の一部改正について |
| 第 53 号議案 | 東京都人事委員会規程の一部改正について |
| 第 54 号議案 | 勤務条件についての措置の要求について |
| 第 55 号議案 | 勤務条件についての措置の要求について |

第 52 号議案 東京都規則等の一部改正について

標記議案について、事務局から、各任命権者より申請・協議があった規則、規程及び人事委員会承認事項の一部改正は、一般職非常勤職員の職の基準の拡大等に伴う規定整備であることを説明した。

また、事務局から、申請・協議のとおり、承認・同意を行いたい旨、説明した。

(東京都規則等の一部改正)

- 1 一般職非常勤職員の任用等に関する規則
- 2 東京都教育委員会一般職非常勤職員の任用等に関する規則
- 3 東京都公立学校一般職非常勤職員の任用等に関する規則
- 4 一般職非常勤職員の任用等に関する規程（議会）
- 5 警視庁一般職非常勤職員の任用等に関する規程
- 6 東京消防庁一般職非常勤職員の任用等に関する規程
- 7 東京都交通局一般職非常勤職員の任用等に関する規程
- 8 東京都水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程
- 9 東京都下水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程
- 10 一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則
- 11 東京都教育委員会一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則
- 12 東京都公立学校一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則
- 13 東京都議会議会局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程
- 14 警視庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程
- 15 東京消防庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程
- 16 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則

(人事委員会承認事項の一部改正)

- 1 一般職非常勤職員の職務専念義務の免除及び報酬減額の免除について
(知事・教育・議会・監査・選管・人委・交通・水道・下水)

委員より、都の常勤職員であった者が引き続き一般職非常勤職員になった場合の年次有給休暇の付与日数はどうなるのか、との質疑があり、事務局から、常勤職員であった時の勤務年数を加味して新たに付与される旨、回答した。

委員より、年次有給休暇を職員が1日で請求した場合に半日又は1時間単位で、半日で請求した場合に1時間単位で与えてはならないことを規定した趣旨について質疑があり、事務局から、労働基準法の趣旨を明示している旨、回答した。

委員より、一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則第13条第3項ただし書について、どのような者を想定しているのか、との質疑があり、事務局から、交替制勤務の者などを想定している旨、回答した。

委員より、職員団体の活動に従事する職員の職務専念義務の免除について、月の勤務日数が15、16日の一般職非常勤職員の場合、免除日数は何日間なのか、との質疑があり、事務局から、23日以内である旨、回答した。

委員より、一般職非常勤職員の任用期間について、何回まで公募によらない任用はできるのか、との質疑があり、事務局から、任用期間は1年以内で、公募によらない任用は4回までである旨、回答した。

審議の結果、委員全員の賛成により、原案のとおり決定した。

第53号議案 東京都人事委員会規程の一部改正について

標記議案について、事務局から、全庁的に働き方改革やライフ・ワーク・バランスの推進を更に進めるため、「東京都人事委員会事務局職員の標準職務遂行能力を定める規程」の一部を改正したい旨、説明した。

委員より、「良好な職場風土の醸成」という項目にコンプライアンスについても含まれているのか、との質疑があり、事務局から、そのとおりである旨、回答した。

委員より、項目の新設及び統合についての質疑があり、事務局から、項目数は変えていない旨、回答した。

審議の結果、委員全員の賛成により、原案のとおり決定した。

<以下、非公開案件>

第54号議案 勤務条件についての措置の要求について

第55号議案 勤務条件についての措置の要求について

次回開催日程について

次回委員会は、平成29年12月20日（水）午前10時00分から開催することとした。